

# 給与支払いの 仕訳パターン集



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。  
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年3月作成時点のものであり、変更される可能性があります。  
ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

# 給与支払いの仕訳パターン集

毎月の給料日、従業員や役員に支払う「労働の対価」は、会計実務では「給与」として扱われます。給与には基本給だけでなく、各種手当や交通費なども含まれるため、内容に応じた適切な勘定科目を選択します。

## 給与と給料の違い

### 給料

労働の対価のうち、基本給など変動のない固定部分を指す。

### 給与

給料に加え、残業手当、各種手当、交通費など、会社から支払われるすべての報酬を含む。

## 対象者によって勘定科目は変わります

対象者	主な勘定科目	特徴
正社員	給料賃金・給与手当	基本給や諸手当を計上。通勤手当は「旅費交通費」で別管理するのが一般的。
役員	役員報酬	従業員の給与とは税務上のルールが異なるため、必ず区別して計上する。
アルバイト・パート	雑給（または給与）	正社員と分けて管理する場合は「雑給」を使用。人数が少ない場合は給与に含めても良い。
派遣社員	外注費・支払手数料	雇用契約がないため給与系科目は使わず、派遣会社への手数料として処理する。

# 給与支払いの仕訳パターン集

## 給与支払時の標準的な仕訳

給与の支払いでは、額面（総支給額）から社会保険料や税金等を差し引いた金額を従業員に渡します。

### ■ 仕訳

総支給額 50万円（うち通勤手当5万円）、天引き額 10万円（社会保険料等）の場合。

借方科目	金額	貸方科目	金額
給料賃金（総支給－通勤手当）	450,000円	預り金（所得税・社会保険料等）	100,000円
旅費交通費（通勤手当分）	50,000円	普通預金（差引支給額）	400,000円

#### ● 天引き分の処理

所得税や住民税などは、後日納付するまで「預り金」として処理する。

#### ● 前貸し・前払い

給与支給日前に貸し付けた場合は「立替金」を使用し、給与支払時に相殺する。



# 給与支払いの仕訳パターン集

## 給与から天引きされる項目の納付実務

会社は従業員から預かった税金や保険料を、期限までに納付する義務があります。

### 社会保険料（健康・厚生年金）

会社と従業員で労使折半する。翌月末までに納付し、会社負担分は「法定福利費」として費用計上する。

### 労働保険料（雇用・労災）

年度初めに1年分を概算で納付（前払費用）し、給与支払時に取り崩していく仕組み。（労災保険は従業員の負担なし）

### 源泉所得税・住民税

給与支払日の翌月10日までにそれぞれ納付する。従業員が10人未満の場合は、年2回にまとめて納付できる特例がある。

## 個人事業主における注意点

個人事業主本人の取り扱いは、法人とは異なります。

### 事業主本人の給与

経費に計上できない。生活費として引き出した分は「事業主貸」を使用する。

### 家族への給与

生計を一にする親族への支払いは、原則経費にならない。「青色専従者給与」などの届出を行っている場合に限り、一定の条件で経費化が可能。

### 一般の従業員

法人と同様に、全額が必要経費となる。